

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	一ノ宮地区	令和3年1月8日	令和3年1月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	382ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	230ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	82ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	57ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	89ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現在は各集落ごとに中心経営体が存在し農地を借り受け、概ねゾーニングができていますが、今後、後継者がいない中心経営体が担っている農地や、急遽、農業の継続が不可能となる中心経営体が現れた場合などに、農業者が不在となった農地の遊休化や荒廃化が懸念される。

中心経営体の耕作農地は、各集落で概ねゾーニングができているものの、分散・錯綜しているエリアもあるため、作業効率が悪い。離農する農家が増加する中、中心経営体の更なる経営規模拡大の支障となることが懸念される。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業者が不在となった農地は、他の中心経営体や各農家で円滑に経営継承が行われるよう、中心経営体間及び各農家間で農地調整が行える体制づくりを図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認された農地は、655筆、1,250,074 m²となっている。

農地中間管理機構の活用方針
将来的な農地の集約化を見据え、現在の相対による利用権設定期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替えていく。
また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。